

# 令和2年 第1回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和2年1月31日（金）14時00分

2. 場 所：由布市役所 本庁舎 本館3階 大会議室

3. 出席委員 10名

会 長	7番	縣 次 男
副 会 長	1番	坂 本 成 一

委 員	3番	高 田 英
	4番	大 野 重 利
	5番	江 藤 国 子
	6番	式 田 信 一
	8番	佐 藤 孝 雄
	9番	佐 藤 一 富
	10番	麻 生 秀 昭
	11番	佐 藤 富 雄

4. 欠席委員 2番 竹 内 正 敏

5. 議事参与が制限された委員数 0名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

① 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

② 農地法第4条の規定による許可申請について

③ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

⑤ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）

⑥ 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

⑦ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（追加）

⑧ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、課長補佐 三浦信幸、主任 小原匡博、行政専門員 後藤義一

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 10名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和2年 第1回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員  
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。  
次に、会議録署名人の1名を指名します。  
本日の会議録署名委員は、議席番号1番 坂本成一委員にお願いしたいと思います。宜しくお祈りします。  
次に、採決についてお諮りします。  
これから、採決します日程第1から第7までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員  
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。  
農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので宜しくお祈りします。

■日程 第1 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第1～4号 4件)

議 長

日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案1号からですが、議席番号5番 江藤 国子委員さんより説明の方、お願い致します。

5番 江藤 国子委員

議案番号1号について、説明させていただきます。  
場所は、JR南由布駅の裏のガーデンホテルの近くです。譲渡人の旦那さんが長年耕作しておりましたが、高齢により経営規模を縮小したいという事で譲受人と売買が成立しました。  
譲受人は、湯布院の民芸村の所でレストランを営んでまして、湯布院産のお米を使いたいという事から水稻を行うという事です。水稻は初めてなので、譲渡人の旦那さんから機械をリースして、指導を受けながら取組みたいという事です。以上です。

議

長

それでは、議案1号につきまして、ご質問がある方はお願いします。  
ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

それでは、議案1号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案2号ですが、議席番号8番 佐藤 孝雄委員から説明をお願いします。

8番 佐藤 孝雄 委員

議案2号の説明を行います。

渡人は受人の叔父にあたる人です。

申請地は受人が賃借で耕作していたという事ですが、渡人がもう管理していけないという事で受人に買ってくれないか?という話になり、売買に至りました。

審議の方宜しくお願いします。

議

長

それでは、この2号の案件、ご質問がある方お願いします。

ご質問ないですか。

(ありません。)

それでは、議案2号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案3号と4号ですが、受人が同一でございますので、議席番号8番 佐藤 孝雄委員さん、一緒に説明をしてください。宜しくお願いします。

8番 佐藤 孝雄 委員

それでは、議案3号・4号は申請者が同一家族という事で、まとめて説明を行います。

3号・4号の渡人と受人は親子で、3号の渡人と4号の渡人は夫婦という事でございます。今回子供さんに贈与で所有権移転するという事でなんの問題はないと思いますので宜しくお願いします。

議

長

それでは、この議案3号・4号、一緒にご質問があればお願いします。

ご質問ないですか。

(ありません。)

質問が無いようですので、議案3号及び4号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、議案3号・4号は 承認致します。

## 日程 第2 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第5～6号 2件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第4条の規定による許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議案5号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され問題はないと考えます。

議案6号の農地区分は、駅から概ね300メートル以内の農地であることから、第3種農地と判断され問題ないと考えます。

議 長

それでは、議案5号について、議席番号10番 麻生 秀昭委員から説明をお願いします。

10番 麻生 秀昭 委員

それでは説明をします。

場所は庄内町の龍原というところで、申請地は面積が約3000㎡あります。

申請地のそばに住んでいる申請人に依頼を受け、現地を見に行きました。

場所は、資料の地図を見ていただきたいのですが、国道210号線のJAのガソリンスタンドから挾間・野津原方面へ農免道路を進むとしろやまトンネルというトンネルがあります。

そのトンネル入り口の左側にある斜面に新英知があります。

西向きの斜面のため、朝日が当たらず西日だけが当たるような場所で、私が行った時は写真で見える通り、すでに10年ほど前に植林がしてありました。お手元に始末書の添付があったかと思います。

管理の方はずっとされており、常に草刈り等もきちんとされているところであり、本人がまあ農地法を知らなくて、こういう風にやってしまったんだという事で、近所の方の了解も得ているとのこと。

地形的にも、上の山や周りの山からイノシシが来て荒らしまわる場所で、日当たりの悪い斜面であることから耕作出来ないような場所であり、それに子供さんはずね、申請人のちゃんとした家があるんですが、その家も処分してください、売ってくれという様な状況の様です。

申請人も、自分が生きている間はちゃんと管理しようという事で、このような状態にしています。それで、植えた木は桜とかもみじとか四季折々の花が咲く様に景観に役立つような木の植え方をしております。

もうすでに10年経っている状況の中ですので、耕作しようというのも80を超えてる様な人ですから大変だなと思いましたが、なんとかしてやりたいなと考えています。ご審議の方お願い致します。

議 長

それでは、この議案5号説明が終わりました。質問があればお願いします。質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この5号案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案6号ですが、議席番号1番 坂本 成一委員から説明をお願いします。

#### 1番 坂本 成一 委員

議案番号6号の説明をします、坂本です。

資料で言うと6ページから11ページに記載されております。ちょうど、昔の庄内公民館の入り口付近の駅寄りに2・3軒家があります。その所でございます。

申請人はその3軒に兄弟で住んでいるらしいです。

今回、市道の拡張でそのうちの2軒が立退きになるという事で申請地の方へ家を建て直すという計画です。後程議案8号に出てきますけど、8号の申請地と2か所を宅地にしてそこに家を建てたいという事でございます。

市道の拡張で、立退きという事で仕方ないかなという事で、判を付きました。

審議、宜しく申し上げます。

#### 議 長

それでは、議案6号についてご質問がある方お願いします。

質問はありませんか。

(3番 高田 英委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

#### 3番 高田 英 委員

始末書が付いていますが、申請地の一部分がすでにコンクリートを張っているとか、カーポートにされているということの始末書でよろしいですか？

家自体まだ建ってない？

#### 1番 坂本 成一 委員

家はまだ建てていません。

#### 事 務 局

資料の8ページの字図をご覧いただきたいんですけど、8ページに赤色で申請地が示されていますが、そこはその隣接地の〇〇〇-9、〇〇〇-12、〇〇〇-13と合わせて元々1筆の田でありました。その隣の〇〇〇-1には元々家が建ってたんですけども、その家の敷地の外側、地目田の部分にカーポートとか浄化槽が設置されていたという事です。

9ページの位置図・配置図を見てもらうとわかるかと思いますが、9ページの真ん中あたりの既存建物〇〇〇-1とある所の赤枠が、元々宅地だったんですけど、ご覧の通りカーポート辺りがはみ出して設置されており、庭のような形で利用されていたという事で、始末書を頂いております。

#### 議 長

高田委員さんいいですか？

3番 高田 英 委員

すみません、今回の申請には載っていないのですが、〇〇〇－13には地目田の筆の中にカーポート建ってるんですか？

事務局

〇〇〇－13は今回の転用で言うと、田んぼとして残る分になります。現在設置されているカーポートは今回撤去しますので原型復旧するという事でそこは田んぼに戻るといふ扱いにしております。

議長

他にご質問ないでしょうか？

(ありません。)

質問が無いようですので、議案6号の案件 許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この6号案件 許可相当と認めます。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」  
(議案第7～8号 2件)

議長

日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議案7号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され問題はないと考えます。

議案8号の農地区分は、駅から概ね300メートル以内の農地である事から、第3種農地と判断され問題ないと考えます。

議長

議案7号ですが、議席番号9番 佐藤 一富委員より説明をお願いします。

9番 佐藤 一富 委員

先ほど事務局の説明にありましたように、農地区分としては3種農地であります。場所としてはイオン挟間店の南側の下市という地区であり、皆さんご存知の通り住宅地化が進んでいる地域であります。

また、この案件は議案12号と関連があり後程出てくると思います。議案12号の建売団地の一区画に、土地の売り主の息子さんが注文住宅を建設するという事です。宜しく願います。

議長

議長

それでは、この議案7号につきまして、ご質問がある方お願いします。ご質問ないですか。

(ありません。)

それでは、議案7号について、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案8号ですが、議席番号1番 坂本 成一委員より説明の方お願い致します。

#### 1番 坂本 成一 委員

議案番号8号について説明します。

議案6号の申請者と同じで、市道の拡張により立ち退き、家の移転をしなければいけないという事です。

受人は渡人の兄弟というようなことを言っていました。それで、この土地は渡人が受人に貸すような形にするという事でありませう。

そして、ちょっとひっかかったのが、先ほど高田委員さんも言われていましたが田んぼのところに三角で残地が残る。「これは何で残すのか？」と聞いたら、税金の関係で宅地が広くなり過ぎるのが困るから、分筆して使わない部分は田んぼで残すという事でありませう。

審議お願い致します。

#### 議 長

それでは、この議案8号につきまして、ご質問がある方お願い致します。

ご質問ないですか。

(ありません。)

それでは、議案8号について、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 許可相当と認めます。

#### ■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第9～12号 4件)

#### 議 長

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

#### 事 務 局

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案9号及び12号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され問題はないと考えます。

議案10号及び11号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題はないと考えます。

#### 議 長

議案9号からですが、議席番号5番 江藤 国子委員さんより説明の方、お願い致します。

5番 江藤 国子 委員

議案番号9号について、説明させていただきます。

場所は資料の24ページをご覧ください。国道210号線のデイリーヤマザキの手前の信号機の所を奥江の方に入って行ったところが申請地になります。

受人は、湯布院駅の近くで現在クリーニング工場を運営していますが、そこが都市計画区域内にあたるので、今の建物を建て替えるのが難しいため、新たにクリーニング工場をどこか移転しよう探していたところ、渡人と話が成立しましてここに建てる事になりました。

申請地は必要最低限の面積になる様に分筆してあります。資料の29ページにある写真を見ると、石を置いたりとか廃車を置いたりしておりますが、始末書が添付されていてクリーニングの工事に入る前にこれを全部撤去する事になっています。

農振も除外されている事から、まあ仕方ないのかなと思います。以上です。

議 長

この議案9号について、質問があればお願いします。

(10番 麻生 秀昭委員より挙手有り)

麻生委員さんどうぞ。

10番 麻生 秀昭 委員

クリーニング工場という事ですが、廃液の処理とかそういうのは、きちんとされているのでしょうか？

事 務 局

申請書の方に資料が添付されておまして、排水関係の協議として大分県中部保健所の由布保健部・土木事務所の河川管理班・大分県漁協の湯布院支部と協議がありまして、浄化槽の設置・グリーストラップの設置等、協議済であり承諾を得ているので問題ないと考えております。

議 長

他に質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この9号案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案10号ですが、議席番号9番 佐藤 一富委員より説明をお願いします。

9番 佐藤 一富 委員

申請地は挾間町北方でイオン挾間店の真裏ぐらいの位置です。市街化が進んでいる地域でありまして、土地を売買で購入し、宅地にして家を建てるということでございます。

議 長



それでは、この議案10号について、ご質問があればお願いします。

他にご意見はないですか。

(ありません。)

無いようでございますので、この案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案11号ですが、議席番号4番 大野 重利委員より説明をお願いします。

#### 4番 大野 重利 委員

それでは、議案11号の説明を申し上げます。

医大からちょっと西の方に走って県道大分小挾間線とその奥に旧道があるのですが、資料の37・38ページに地図が載っています。

素晴らしい農地ではあるんですが、ここに8区画の分譲宅地を造るという事です。3種農地という事もありまして、農地を残したいという反面、申請者に寄り添うという気持ちで格闘しましたが、サインをしてみました。

審議の程宜しくお願いします。

#### 議 長

それでは、この議案11号について、ご質問があればお願いします。

他にご意見はないですか。

(ありません。)

無いようでございますので、この案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案12号ですが、議席番号9番 佐藤 一富委員より説明をお願いします。

#### 9番 佐藤 一富 委員

先ほどの議案7号と関連しております。

ここに受人の法人が24区画の建売住宅の団地を作りたいという事でございます。

場所としては、挾間町下市で周りがもう完全に宅地化しておりますので、農地としての使用は難しいという現況の中で、やむを得ないのではないかという事です承しております。

審議を宜しくお願いします。

#### 議 長

それでは、この議案12号について、ご質問があればお願いします。

他にご意見はないですか。

(ありません。)

無いようでございますので、この案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第5 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案13～16号 4件)

議長

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）4件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議長

議案13号と14号は、継続の案件でございます。一括して皆さんから質問を受けたいと思います。

(3番 高田 英委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

議案13号、利用目的は野菜で借賃が玄米60kgで間違いないでしょうか？

事務局

はい。申請書の通り書いておりますので、間違いありません。たしかに違和感があったのですが、継続案件で前回と同じ様に書かれているので。

3番 高田 英 委員

別に米を作っているって事ですか？

事務局

そうなると経営面積に含まれていないので、本人が調達しているのか、別途あてがあるのかなと思っています。

3番 高田 英 委員

わかりました。

議長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この13号・14号の案件 一括して承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この13号・14号の案件 承認致します。

議案15号・16号は、借受人が同一でございますので、一括して質問があればお願い致します。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この議案15号・16号 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、議案15号・16号 一括して承認致します。

■日程 第6 「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」

(議案17号 1件)

議 長

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）、議案朗読説明。

議 長

それでは、この議案17号について、ご質問がある方はお願いします。  
質問はありませんか。

大分県農業農村振興公社 渡辺駐在員

補足で説明させていただきます、農業公社駐在員 渡辺と申します。宜しく申し上げます。

お配りしているピンクの別冊をご覧ください。今、説明のありました阿蘇野の土地は農地ではなく原野でありまして、農地台帳に載っていないものを今回ご審議いただくこととなりますので、その関係について説明させていただきます。

1ページをご覧ください。この度、農地中間管理事業について改正があり大きく見直しが行われています。資料に見直し前、見直し後の比較表がありますが、対象となる土地がこれまでは「農地・採草放牧地」、「混牧林地」、「農業施設用地」が中間管理事業の対象でしたが、今回の見直しで円滑化事業と統合一体化することにより、円滑化事業で対象だった「開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地となることが適当な土地」、開発農地と言っておりますが、これが追加されました。

昨年の5月に改正されまして、今年4月1日から運用開始となります。ですので、今回ご審議いただいて、開発して農地となることが約束されている分は中間管理事業として扱えるようになりましたので4月1日からの契約となっております。

申請地の場所についてですが、湯平から阿蘇野へ農免道路を進みまして、トンネルを抜けて坂道を下った先の井手下集落付近の道路沿いの上側です。道路に面しており、今は原野であります。国の事業で草地として整備するものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

はい、それでは今振興公社から詳しい説明がありました。ご質問ある方お願いします。

(3番 高田 英 委員より挙手あり)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

農家台帳に載っていないという事で、開発後の地目畑となっておりますが、開発した後になんらか農業委員会の方に畑として認定するというような届出、そういったものが出

ないままそのままいってしまうのでしょうか？

大分県農業農村振興公社 渡辺駐在員

細かい手続きはちょっと私も存じあげておりませんが、基盤整備事業が行われた後は、農地として農地台帳に載せていただく様をお願いします。当然その時は、こちらの方に届出を出すかと。

他にご質問はないでしょうか？

(ありません。)

無いようでございますので、この案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この17号の案件 承認致します。

■日程 第7 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」(追加分)  
(議案第18号 1件)

議 長

日程第7 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請(追加分)について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第7 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請(追加分)について、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案18号の説明の方、議席番号1番 坂本 成一委員さんからお願いします。

1番 坂本 成一 委員

議案18号を説明します。

以前から何度も審議に出てきてますが、一部3ページのグリーンを塗った所を見てください。右、川を挟んで右と左にありますけど、左側の2筆は、現状今水田として誰かに作ってもらっているみたいです。右側は川の右側の方は、見に行った時少し荒れ果ててはいなかったけど、草が少ししこっていたかなという感じです。

あまり日当たりのいい所ではないかとおもいますが、ソーラー発電をやりたいという事で届け出がありましたので、判をつきました。

審議をお願いします。

議 長

それでは、説明が終わりましたけれども、質問がある方はお願いします。

(9番 佐藤 一富 委員より挙手有り)

佐藤委員さんどうぞ。

9番 佐藤 一富 委員

あの、これは何年前にあれですか？本人が取得したんですか？

事務局

申請書に登記簿の添付がありまして、平成25年7月に売買が行われています。

議長

6年前。

事務局

6年前です。

9番 佐藤 一富 委員

その当時の売買は、どういう条件だったんですか？

事務局

規模拡大という事で、農地法3条申請がありました。

9番 佐藤 一富 委員

規模拡大やろ？それなのに転用してもいい？

事務局

3条で買った後の転用についてなんですけども、明確な基準というのはないんですが、現状事務局の方では、「3年間以上耕作してね。」という事は、お願いする様にしています。今回においては、6年経過している。そして耕作されているので土地は一応利用されているというところで、今回上げさせてもらってます。

9番 佐藤 一富 委員

先ほどの説明だとかなり荒れてる部分があるという事は耕作してない。耕作して無くてこれぐらいの短期間で、3年と言う基準は私もよくわからないけど、農地を守るという意味では3年農地を作りますよということでもいいのかな？と思う。

それが書類上そうなっているということならしょうがないでしょうけど、私はちょっとおかしいんじゃないかと個人的には思うんですけど。

その辺の規制とか、今後こういうことになれば、3年なんていうものじゃなくて、ここで決めれるものかわからんけど、それを検討するよちがあるんじゃないかと。

事務局

佐藤委員のおっしゃってる事はよくわかるんですけども、実質6年前に4分の3近くは現在も一応耕作してるんですけども、一部は荒れているというか原野になっています。

先程の説明のように3年以上というのは、違反ではないんですよ、実際に。

ただ、この農地については、谷間になるんです。谷間というか山に囲まれていて作りにくい農地で、あの本人をかばうわけではないんですけども、水田としてはちょっと適してないのではないかなと。

行った事がある人は分かると思うんですけども、農地として守って行くのはちょっと難しい地域だと、守っていかなければならない優良農地ではないと判断して、本日議案としてかける様に致しました。

9番 佐藤 一富 委員

条件が悪いとかそういうのは十分分かるけれども、基本がそういうことを分かったうえでの売買じゃないんですか？という事を言いたい。

そういう場所とわかっていて買って農業しますよといってもおかしいんじゃないかなという思いがしたもんですから。

そうなると思買はよほど気を付けないと、3年でいいですよじゃ話にならないと思う。

議 長

他にご質問はないでしょうか？

(ありません。)

無いようでございますので、この案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この18号の案件 承認致します。

続きまして、議案19号ですが、事務局より説明をお願い致します。

事 務 局

議案19号になりますけど、先程、19号の概略を説明致しましたけども、ちょっと新聞記事をまず読んで議案に入っていただきたいと思います。(略)

本日、議案にかけるのは報酬を払っているんですけども、2月からの報酬をこの総会にて停止をかけたいと思っているので、皆さんの審議の上停止という事に総会でお諮り致したいという事で、本日議案として提案させて頂きました。この後コンプライアンスで、農業会議の葛城局長からお話がありますけども、19号議案は、一応報酬の停止を2月から皆さんの承諾というか総会にかけて、停止という事をお諮りしたいと思っております。

議 長

はい、今局長から説明がございましたけれども、この案件につきまして皆さんより質疑をうけたいと思います。

(3番 高田 英委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

ちょっとわからないんですけど報酬の停止という事の決定で宜しいですか？

事 務 局

今回は、報酬の支払いの停止という事で議案をあげさせて頂いております。というのも本人が出てきてないので、辞任・辞職を書いてもらう事が出来ない。

先日あった別府市のような案件であれば辞職という事になったかと思いますが、辞任をもらう事が出来ないので推進委員という籍が残っている状態になります。籍が残っていると市としては、基本的には払わざるを得ないのですが、当然職務が出来ない状態なので、現在は一時停止という事で処理しています。

今後の動き次第なんですけど、その後の籍の話は今後の流れで対応していきたいと思っております。

3番 高田 英 委員

たまたま、推進委員をされてた方ですよ。交通違反で例えば農地パトロール中に

その方が事故を起こしてどうのこうのというのは理解できるのですが、個人的に起こした事をたまたま推進委員でというだけでそこまで出来るのか？という所がポイントじゃないかと思うのですが。

事務局

今、説明したように、現地確認・立ち合い等が出来ないという事もあります。本来であれば本人からの辞表等があれば、総会に諮りまして停止じゃなくて一応辞められるという事で諮りたかったんですけども、業務が出来ないという事で総会にて諮って停止という事で本日お諮りしたいなど。

(8番 佐藤 孝雄委員より挙手有り)

議長

佐藤委員さんどうぞ。

8番 佐藤 孝雄 委員

こういう時はどうなるという決まりみたいなものは無いんですか？

事務局

農業委員さんについては、ご存じの通り3年に1回の改選の後、市長で特別職の公務員として市長から辞令が出ます。

推進委員さん等に関しましては市の方で決裁を取りまして、会長権限で任命するとなっています。今回は推進委員さんなので、総会の皆の議決で一応停止という事をお諮りしたいという事です。

8番 佐藤 孝雄 委員

そういう規則とかはないということですね。

事務局

そういうことです。

8番 佐藤 孝雄 委員

はい、わかりました。

(推進委員 加藤 和夫委員より挙手有り)

議長

加藤委員さんどうぞ。

推進委員 加藤 和夫 委員

今のと関連です。普通その農業委員は市長が任命者だけど、推進委員の場合は会長が任命者ということですよ。それなら、農業委員会としての規則みたいなものは作られないのですかね。

今の段階では感情で処分するということになりますよ。何か明確なものを作ることはできないのですかね。

これを了承すると私たちまで感情的に処分していることになってしまうんで。我々にも責任がかかってくる。何かそれを避けるものはないのですかね。

## 事務局

道路交通法でいろいろある、うっかり失効とかで免許の引換を忘れていて、半年なり1年なりうっかり失効という事で、停止を求められて免許書の提示を求められて、「あなたはうっかり失効で無免許運転ですよ」というのと、今回の様に内容は新聞報道にある通り、はっきりしてないんですけども、本人が信号無視で逃走したとほいで当て逃げしたと、その理由は無免許運転だったという事で。一般常識としても今いう様に推進委員さんも準公務員的なので、たまたまそういうのが推進委員さんで、市から手当てが出ている人が法律上違反したという事で報道とかには出なかったんですけど、この会と致しまして、先程説明した様に推進委員とすれば、現地確認とかのお願いされますよね。

その職務が出来ないという事で、給与の方を停止出来ないか？という事をお諮りしたい。推進委員として職務が出来ないという事で、2月の報酬からいったん支払いを差止めるといことです。支払いを止めた分については、今後の対応の中で後日支払うということも視野に入れて考えています。

## 推進委員 加藤 和夫 委員

言われてる事はよくわかる、私の方も理解出来ている。只、本人が処分を受けた後に農業委員会に対して不服を申し立てて、停止は不当だという事で、極端な話で裁判沙汰となったときに勝ち得るのかどうか、その件が聞きたい。

(推進委員 河野 雄一委員より挙手あり)

## 推進委員 河野 雄一 委員

これは報酬の支払いをいったん保留するだけで処分はどうかという問題とは別ですよ？

今回の方は無免許だったわけですよ。普通は免許持ってると思いますよね？でね、今から市の案ですけど、例えば次回の委員の切り替えの時には履歴書の中に普通免許所持について入れるとかね、持ってるかと例えばそういう事をしていかんと、そこまで考えていかないと、一応対策を考えていく必要があるのではと、私は必要だと思います。

## 議長

河野委員さん、意見ありがとうございます。私、今回の事件がありまして県の会議に行きまして、私が任命したっていう事で、県の会議の会長会の方にお詫びを入れました。

そしてそのうえで、この制度が始まって4年目です。詳しい説明とかそういう事、先程加藤委員さんが言われましたけど、決まりはまだ全然作ってないそうです。それで、県の会議にも出たんですけど、今から免許証の確認をしないといけない個人情報だけど一応そういう事もこれからしていこうと色んな意見が出ました。皆さんが任期中に間にこういう取り決めとか県関係の取り決めが出来ると思いますので、それを理解してください。河野委員さんから貴重な意見が出ましたけどもそれも踏まえて、県の会議に色んな決まり事が出来ると思いますので、報告だけしておきます。

## 議長



他にご質問はないでしょうか？

(ありません。)

無いようでございますので、この案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この18号の案件 承認致します。

議

長

それでは、皆さん長時間ありがとうございました。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。

その他で、ご質問があればお願いします。